

## 教育・保健・福祉に関するネットワーク - S県における学校と外部機関との連携に関する調査研究 - (第 報)

中下富子 学校保健講座  
坂西友秀 教育心理カウンセリング講座

キーワード：連携、ネットワーク、子ども

### 7. インタビュー調査から見える学内と外部関係機関との連携の実態と課題

中下富子

#### 7-1 研究目的

近年、社会環境や生活環境の急激な変化は子どもたちの心身の健康に大きな影響を与え、いじめ、不登校などのメンタルヘルスに関する問題、性の問題行動、薬物乱用などの健康課題が深刻化している。さらに、事件・事故の多発に伴う子どものケア、発達障害のある子どもへの支援、児童虐待などの心身の健康に関する問題が生じている。これらの複雑・多様化した現代的な健康課題は、学校のみで解決することは困難であるため、社会全体での取り組みが必要であり、学校、家庭、地域社会と連携していくことが重要である（文部科学省 2008）。このような子どもたちの心のケアについては、平成 21 年 4 月 1 日施行となった学校保健安全法に位置づけられている。

子どもの課題解決を図るために、留目は、校長がリーダーシップを発揮し学校内や地域社会における組織体制づくりを進め、教員集団の醸成や養護教諭の人材マネジメント、協働組織の創造などの必要性を述べている（留目 2012）。また、亀崎らは、地域ネットワークづくりにかかわる養護教諭の支援方法を明らかにしており（亀崎ら 2011）、校長や養護教諭のマネジメントによる支援の推進が期待されている。さらに、子どもに最も身近な存在である担任などの校内関係者が、問題を抱える子どもに対して、どのように外部関係者、関係機関と連携して支援しているのか明らかにする必要があると考えた。そこで、本研究の目的は、解決が困難な問題を抱える子どもを支援するための、校内関係者による外部関係者、関係機関との連携について実証的に明らかにすることである。

#### 7-2 研究方法

##### (1) 対象

S県内における人口上位 6 市の小学校 75 校、中学校 75 校を無作為に抽出し、調査への協力を依頼し、同意の得られた小・中学校の校長、教諭、養護教諭とした。

##### (2) データ収集方法

半構成的面接法によるインタビュー調査を実施した。

##### (3) データ収集内容

過去 5 年以内に支援した子どもの支援事例、  
その子どもに支援するために連携した校内外関係者、  
校内関係者との連携による支援内容、

外部関係者との連携による支援内容、  
支援事例の展開

インタビュー内容は対象者の了解を得て、ICレコーダーに録音した。

(4) データ収集期間

平成 23 年 1 月～5 月（5 か月間）

(5) 分析方法

対象者の語りから、支援事例に対する 校内関係者各々による支援内容、 外部関係者各々による支援内容を抽出し支援データとした。支援データの類似した意味内容のものを集めて分類し、サブカテゴリを命名した。同様にサブカテゴリの類似したものを集めて分類し、カテゴリを命名した。次に時系列にサブカテゴリを整理し、支援の局面として整理、分類を行った。

(6) 倫理的配慮

事前に校長に研究の趣旨、研究結果の公表、匿名性の保証等について文書で説明を行った。また本人及び校長の同意が得られた対象者に対し、調査当日、研究目的、調査協力の自由やプライバシー保護等を記した文書を用いて口頭で説明し、同意書による同意を得た。

### 7-3 結果と考察

(1) 対象者と支援事例の概要

対象者の 7 名は、校長 3 名（小学校 1、中学校 2）、担任教諭 1 名（小学校 1）、養護教諭 3 名（小学校 1、中学校 2）であった（図表 7-1）。校内のみならず、校外関係者、関係機関との連携による支援事例は 19（A～S）例であり、学校種では小学校 10 例、中学校 9 例であった（図表 7-1）。支援事例の子どもや家族の問題は、虐待（8 例）、発達障害・知的障害（5 例）、不登校（4 例）、家庭の経済的問題（4 例）、外国人保護者（3 例）、精神疾患（1 例）、保護者の病気（1 例）などであった。

外部関係者との連携やネットワークによる支援が必要となる子どもの問題は虐待、発達障害・知的障害、不登校などが主にあげられた。また、不登校・虐待・家庭の経済的問題・家族の病気などの問題が重複している特徴がみられた。

不登校において、事例 A では家族員が精神疾患をかかえており、子どもがネグレクト、不登校となっている。事例 I では家族員の精神疾患や失業で、家事を子どもが押し付けられ不登校状態となっている。事例 J においても家族員が精神疾患で、子どもの学校生活に支障をきたしている。また、子どもの問題で最も多くあげられているのは、その疑いを含め虐待が 8 例（ネグレクト 6 例、身体的虐待 2 例）であった。事例 A・I は家族員の精神疾患や経済的問題、事例 M は保護者が外国人、事例 K は家族員が病気で外国人であり経済的問題も生じていた。つまり支援事例から、外部関係者との連携による支援が必要となる子どもの不登校・虐待などの問題は、家庭の経済的問題・家族の病気など、家族員の健康状態や生活状況が大きな影響を及ぼしていると考えられる。

図表 7 - 1 支援事例の概要

面接対象者			支援事例		
対象者	職種	学校種	事例	問題	支援課題
1	養護教諭	小学校	A	不登校、ネグレクト、保護者の病気	保護者が精神疾患をかかえており、発育の遅れがみられ、ネグレクトにより不登校となっている子どもへの支援事例
			B	乱暴、身体的虐待の疑い	身体的虐待が疑われ、他者に対して殴る、蹴るなどの乱暴をはたらく子どもへの支援事例
			C	家出、身体的虐待	身体的虐待が疑われ、家出をして警察に保護された子どもへの支援事例
			D	発達障害、外国人保護者、保護者の病気	保護者が精神疾患をかかえており、発達障害があり対応が難しい子どもへの支援事例
2	養護教諭	中学校	E	ネグレクト	ネグレクトで栄養面、衛生面に問題が生じている子どもへの支援事例
			F	発達障害、外国人保護者	外国人の保護者で、発達障害があり対応が難しい子どもへの支援事例
3	校長	中学校	G	家出、ネグレクト	ネグレクトで、学校には登校しているが家出を繰り返している子どもへの支援事例
4	養護教諭	中学校	H	精神疾患	精神疾患をかかえる卒業生への支援事例
			I	不登校、ネグレクト、家庭の経済的問題	保護者が失業、精神疾患をかかえ、家事を押し付けられ不登校となっている子どもへの支援事例
			J	保護者の病気	保護者が精神疾患をかかえており、学校生活に支障をきたしている子どもへの支援事例
5	校長	小学校	K	ネグレクトの疑い、家庭の経済的問題、保護者の病気	外国籍の保護者が病気になり、家庭、学校生活ともに支障をきたしている子どもへの支援事例
			L	いじめ、不登校	友人とのトラブルがきっかけで不登校となった子どもへの支援事例
			M	ネグレクト、家庭の経済的問題、外国人保護者	保護者が外国人で、ネグレクトにより、不登校となった子どもへの支援事例
6	校長	中学校	N	外国人保護者	日本語が全く話せない状態で転校してきた子どもへの支援事例
			O	不登校	不登校で、保護者が学校からの連絡を拒否している子どもへの支援事例
			P	給食費未納	給食費の未納が長期間に及んでいる子どもへの支援事例
7	担任	小学校	Q	障害	知的障害があり、特別支援学級への編入を検討している子どもへの支援事例
			R	障害	障害があり、特別支援学級への編入を検討している子どもへの支援事例
			S	障害の疑い	障害の疑いがあり、対応が難しい子どもへの支援事例
計 7 名			19事例		



図表 7-3-1 連携カテゴリー一覧(1)

支援の局面	カテゴリ	サブカテゴリ	件数
A 問題の認識と明確化	子どもや家族の問題に気付く	子どもの問題に気付く。 子どもの問題の背景にある家族員の問題に気付く。 家族の問題に気付く。	3
	子どもや家族の状況、思いを把握する	子どもの状況を把握する。 子どもの学校生活の状況を把握する。 子どもの家庭生活の状況を把握する。 子どもの受診状況を把握する。 家族員の子どもへの接し方を把握する。 家族員の子どもに対する思いを把握する。 家族の子どもの就学についての考えを把握する。 家族の状況を把握する。 疾患のある家族員の状況を把握する。	9
	子どもや家族に支援するための連携の必要性を認識する	子どもの問題への支援方針について校内関係者で検討する。 必要性を認識する子どもの問題について関係機関との行動連携の必要性を認識する。 家族の問題について行政機関による組織的な対応の必要性を認識する。	3
B 校内外ネットワークによる情報共有	担任と校内関係者で子どもや家族の情報を共有する	担任が家庭と連絡をとり、校内関係者で情報を共有する。 担任や学年教員が家族と連絡をとり、校内関係者で情報を共有する。 担任と養護教諭で子どもの情報を共有する。 担任と養護教諭で家族の情報を共有する。 担任と養護教諭で受診状況を共有する。	5
	校内関係者同士で子どもや家族の情報を共有する	特別支援学級担任と養護教諭で子どもの情報を共有する。 特別支援コーディネーターと校内関係者で子どもの情報を共有する。 教育相談主任と養護教諭で日常的に子どもと家族員の情報を共有する。 相談員と養護教諭で日常的に子どもの情報を共有する。 相談員と校内関係者で子どもの問題を共有する。 スクールカウンセラーと養護教諭で子どもの情報を共有する。	6
	校内組織体制のもとに子どもや家族の情報を共有する	管理職が子どもと連絡をとり、校内関係者で情報を共有する。 校内委員会と校内関係者で子どもの思いを共有する。 管理職と校内委員会です子どもの情報を共有する。	3
	全教職員で情報を共有し、支援する	全教職員での担任の指導方法を共有する。全教職員で支援する。 全教職員で担任の指導方法による子どもの変容を共有する。	3
	教職員で子どもへの理解を深める機会を持つ	校内教職員を対象に研修会を開催し、子どもへの理解を深める。 臨床心理士を講師に子どもへの支援方法について研修会を実施する。	2
	校外関係機関、関係者と情報を共有する	保健機関と情報を共有する。 福祉機関と情報を共有する。 行政機関と情報を共有する。 教育機関と情報を共有する。 他校特別支援学級教員と情報を共有する。 福祉機関、行政機関と情報を共有する。 管理職と福祉機関とで情報を共有する。 地域関係者から子どもと家族の情報を共有する。 近隣小・中学校と情報交換する。 子どもを支援している他家族と情報を共有する。	10
関係機関、関係者から情報を収集する	保健機関から家族員の情報を収集する。 福祉機関から家族の情報を収集する。 管理職が行政機関、地域関係者から家族の情報を収集する。 管理職が他家族から情報を収集する。 転校後の子どもと家族について情報交換をする。	5	
			15 (12.7%)
			34 (28.8%)

図表 7-3-2 連携カテゴリ一覧（2）

支援の局面	カテゴリ	サブカテゴリ	件数	
C校内外ネットワークによる支援の実施	担任と校内関係者で子どもや家族を支援する	担任との協働により、保健室で子どもを支援する。 担任、養護教諭、相談員で家族員の情報を共有し、支援方針を話し合う。 担任、特別支援コーディネーター、養護教諭で支援方針を話し合う。	3	
	校内関係者同士で子どもや家族を支援する	校内関係者で同一方針のもとに家族員を支援する。 学年教員の支援体制のもとに支援する。 校内関係者で疾患のある家族員を支援する。 校内関係者で家族を支援する。 特別支援学級の支援体制のもとに支援する。	12	
	校内組織体制のもとに子どもや家族を支援する	校内委員会で支援方法について話し合う。 校内委員会で支援方針を共有する。 校内委員会で支援方針に基づいた具体策を考える。 校内委員会で家族員への支援方針を話し合う。	5	
	管理職のマネジメントのもとに子どもや家族を支援する	管理職、担任で継続的に支援方針を話し合う。 家族員からの連絡によって、管理職、担任で子どもと家族の情報を共有し、支援方針を話し合う。 管理職、学年教員で支援方針を話し合う。	8	
	管理職のマネジメントのもとに関係機関に協働を促す	管理職が関係機関に専門教員の紹介を促す。 管理職が子どもの問題について福祉機関に協働を促す。 管理職のマネジメントのもとに福祉機関に協働を促す。 管理職が教育機関に協働を促す。管理職が保健機関に協働	7	
	関係機関、関係者との協働のもとに支援する	福祉機関と支援方針を話し合う。関係機関と支援方針を話し合う。 他校特別支援学校教員と情報を共有し、支援体制を整備する。 管理職が関係機関との協働をマネジメントする。 管理職、福祉機関、行政機関とで子どもの問題について分析する。	9	
	校内外の関係者同士で子どもへの支援内容について共有する	管理職が関係機関からの情報を校内関係者にフィードバックする。 管理職に校内委員会での協議内容をフィードバックする。 特別支援学校教員による助言を全教員にフィードバックする。 行政機関関係者による情報や助言を校内関係者にフィードバックする。	4	
	関係機関、関係者が支援する	教育機関関係者が子どもの状況を把握する。 福祉機関関係者が子どもと面談する。 行政機関関係者が継続的に子どもの状況を把握する。 福祉機関関係者が子どもの問題を発見し、支援する。	10	58 (49.2%)
D支援の評価	支援を評価する	担任による子どもへの支援を評価する。 特別支援学級での子どもへの支援を評価する。 校内の支援体制による家族員への支援を評価する。 学校内外の支援体制による子どもへの支援を評価する。	9	
	支援の成果を確認する	子どもは地域機関で定期的に語学を勉強する機会を得ている。 学校が子どもと家族とのつながりを形成する。	2	11 (9.3%)
4	20	118		

### (3) 校内外の関係者による支援内容

対象者が支援した 19 支援事例から、校内外の関係者による支援内容を分析した結果、183 件の連携データが抽出され、118 項目のサブカテゴリ、20 項目のカテゴリに分類できた。さらに 4 つ

の支援の局面に整理された。4つの支援の局面は、【A問題の把握と明確化】、【B校内外ネットワークによる情報共有】、【C校内外ネットワークによる支援の実施】、【D支援の評価】であった(図表7-3)。以下に、それぞれを構成する局面ごとに述べる。なお、支援の局面を【 】、カテゴリを< >、サブカテゴリを[ ]で示した。

まず、支援の局面【A問題の把握と明確化】は<子どもの問題に気づく>や<子どもの問題の背景にある家族員の問題に気づく>、<家族の問題に気づく>ことであり、そのために<子どもや家族の状況や思いを把握する>ことにより、<子どもや家族に支援するための連携の必要性を認識する>ことであった(図表7-3-1)。その内容は、不登校や家出の子どもや家族の家庭生活の様子、いじめ、発達障害や暴力行為が頻繁にある子どもの学校生活の様子、虐待が疑われる子どもの健康状態などを把握し、[子どもの問題について関係機関との連携の必要性を認識する]。また病気や外国人、給食費未納などの保護者の状況や、それに伴う家庭の経済状態を把握し、[家族の問題について行政機関による組織的な対応の必要性を認識する]ことであった。【A問題の把握と明確化】は、子どもの問題に気づくとともに、その背景にある家族員や家族の問題に気づき、問題解決に向けて支援するための連携の必要性を認識することであった。少年の問題行動等に関する調査研究協力者会議報告書では、学校内ですべての問題を解決しようとする抱え込み意識を捨て、周囲の人々や関係者と協同し事に当たる姿勢に転換するよう提言しており(文部科学省2001)、連携の重要性を認識することが必須となると考える。

次に局面【B校内外のネットワークによる情報共有】では、子どもの状況について[担任が家庭と連絡をとる]ことにより、<担任と校内関係者で子どもや家族の情報を共有する>。<校内組織体制のもとに子どもや家族の情報を共有する>といった特別支援コーディネーターや教育相談主任、スワールカウンセラー、養護教諭などの校内関係者同士によって子どもと家族の情報を共有する。また、管理職と企画委員会や教育相談委員会、生徒指導委員会などの校内支援体制のネットワークにより情報を共有することであった。さらに保健機関、福祉機関、行政機関、教育機関などからの<校外関係機関、関係者と情報を共有する>ことであり、事例Lのように不登校で保護者と連絡がとれないことから、近所の人々や、民生委員、児童委員、自治会役員などに[管理職が行政関係者、地域関係者から家族の情報を収集する]。事例Mではネグレクトで、外国人の母親について[福祉機関と家族の情報を共有する]ことであった。また、事例Fでは、発達障害の子どもへの対応のために、[全教職員を対象に研修会を開催し、子どもへの理解を深める]ことであった。つまり、【B校内外のネットワークによる情報共有】は、子どもの問題に支援するために校内外関係者、関係機関との連携やネットワークによって、子どもや家族の情報を収集し共有する特徴がみられた。このように子どもや家族について、学校以外の多職種の関係者による情報共有は、相互に支援に対する意欲を高め、支援への糸口を見出し、具体的な支援方法を検討する上で重要となると考える。

局面【C校内外のネットワークによる支援の実施】は連携カテゴリ118件中、58件と最も多い。<担任と校内関係者で子どもや家族を支援する>、<校内関係者同士で子どもや家族を支援する>、<校内組織体制のもとに子どもや家族を支援する>などであった。事例Cでは家出により警察に補導され[行政機関と子どもの情報を共有する]、事例Kのように母親が死亡により、児童相

談所に引き取られ[福祉機関との協働のもとに支援する]。事例 E では、虐待への通告を[管理職のマネジメントのもとに福祉機関に協働を促す]、さらに虐待における警察への通報について市役所のアドバイスから[行政機関からの情報や助言を校内関係者にフィードバックする]ことであった。事例 H では保健室に訪れる卒業生に養護教諭は精神疾患があることに気づき、保健所に<保健機関に協働を促す>ことで早期に対応を可能とした。

さらに直接的に<関係機関、関係者が子どもや家族を支援する>ことも含まれた。事例 A では、教育事務所に所属しているソーシャルワーカーが民生委員に働きかけるといった[教育機関から行政機関に家族への支援のための協働を促す]ことで家族の生活保護が認められ、精神疾患のある母親に対して[臨床心理士が家族員と定期的に面談する]。事例 J では保健センターの保健師がマネジメントして養護教諭や精神保健相談員、保健所職員など[関係機関で家族員への支援について情報を共有し話し合う]ことであった。つまり、校内外関係者、関係機関との連携やネットワークによって子どもや家族に支援を実施する特徴がみられた。校内外関係者、関係機関との連携やネットワークによる支援が養育上の困難をかかえる母親自身のエンパワメント(empowerment)を高めるとともに、家族の子どもへのケア能力の向上を図るためにも必要であると考え(中下 2008)、(西田 2010)。

局面【D 支援の評価】は[校内外の支援体制による子どもへの支援を評価する]、[保健機関、医療機関、教育機関、福祉機関との協働による子どもと家族への支援を評価する]などといった校内外関係者によって<支援を評価する>。事例 H で、精神疾患のある卒業生に[保健機関との協働による支援を評価する]。事例 G では虐待により家出をした子どもを保護できる家族員とをつなぎ、[学校が子どもと家族とのつながりを形成する]など支援の成果を確認することであった。濱田は、親が子どもの障害を通して、子どもと向き合っていくなかで、家族のなかの子どもと社会をつなぐようになると述べているように、学校が子どもと家族とのつながりを形成できるように支援していくことが重要となると考える(濱田 2009)。支援事例では、外部機関との連携により、事例 N では日本語教室に通学するなどのように短期的な目標には到達しているが、その後の生活においても継続的に支援が必要となる。また、事例 G・I の虐待や、事例 J、事例 D・F・Q・R・S の障害のある子どもへの支援は成長発達に伴った中長期的な継続した支援が必要である。本研究において、子どもへの外部機関である保健機関、福祉機関、行政機関、教育機関やその関係者との連携・ネットワークによる情報共有と支援の方法が確認された。そのマネジメントとして担任や管理職などの校内関係者、校内組織体制のもとに、校内の分掌や、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラーなど専門性を生かした連携・ネットワークが円滑に推進される必要がある。事例 H の精神疾患への支援において、感染症対策で保健所との対応により、保健所の機能を理解することで、保健所との連携による事例 H への支援がスムーズに進んでいった。清水は、子どもの精神保健は医療、保健、福祉、教育などが重ねり合う上に初めて成立するものであり、関与しうるすべての職種の連携が求められると述べている(清水 2010)。すなわち、日常的に関係者、関係機関相互の機能を理解し、つながり合うことが連携・ネットワークによる子どもへのより適切な支援となると考える。また、関係者、関係機関が円滑に連携を推進するためには、互いに意思疎通を図り、自らの役割を果たしつつ、ネットワークとして一体的に対応を行う行動連



携が必要であり（文部科学省 2001）、専門職としてのコンピテンス（competence）を明確にし、共有する必要がある（武見ら 2008）。

#### 7-4 結語

学校において問題を抱える子どもを支援するための、校内及び外部関係者との連携について、S県内小・中学校において同意の得られた校長、教諭、養護教諭を対象に半構造的面接法によるインタビュー調査を実施し、質的帰納的に分析を行った結果、次の知見が得られた。

校内及び外部関係者との連携による支援が必要となる子どもの問題は被虐待、発達障害・知的障害、不登校などであり、不登校・被虐待・家庭の経済的問題のように問題が重複する特徴がみられた。

また、このような子どもへの校内及び外部関係者、関係機関による支援は、【問題の把握と明確化】、【校内外ネットワークによる情報共有】、【校内外ネットワークによる支援の実施】、【支援の評価】の4つの局面に整理された。すなわち、校内関係者は、子どもの問題を把握、明確化し、連携やネットワークによって情報を共有、支援するとともに、教育・福祉・行政・保健・医療機関などの外部関係者との連携やネットワークによって情報を共有し、支援、評価する特徴がみられた。

#### 引用文献

- 文部科学省：中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するための学校全体としての取組を進めるための方策について」2008
- 学校保健安全法,2009
- 留目宏美「学校保健を重視した学校経営に対する認識 公立高等学校校長へのインタビュー」『学校保健研究』53,2012
- 亀崎路子、宮崎美砂子「子どもの健康課題の解決に向けた地域ネットワークづくりに関わる熟練養護教諭の実践方法の特徴」『千葉大学看護学部学会誌』17(1),2011
- 文部科学省『少年の問題行動等に関する調査研究協力者会議報告書』2001
- 中下富子、佐藤由美、大野絢子他「養護教諭が行った支援行為とその意図」『思春期学』26(2),2008
- 西田みゆき「養育上の困難を抱える母親の empowerment の概念分析」『日本看護科学学会誌』30(2),2010
- 濱田裕子「障害のある子どもと社会をつなぐ家族のプロセス」『日本看護科学学会誌』29(4),2009
- 清水将之『子どもの精神医学ハンドブック』[第2版],日本評論社,2010
- 武見ゆかり「第54回日本学校保健学会記録シンポジウム『ヘルシースクールにおけるネットワークづくり』」『学校保健研究』49,2008

## 8 学校と地域の連携の課題と可能性

坂西友秀

### 8-1 学校内で解決できない子どもの問題

今、学校内だけで子どもの問題を解決することはますます困難になってきている。家庭の経済格差は拡大し、子どもの教育にも影響を及ぼしている。背景には、若者の就職難や期限付き採用の拡大、雇用の不安定化も一つの深刻な要因として存在する(子どもの貧困白書編集委員会編 2009)。学校教育は、福祉との関わりを抜きに考えることは難しい。幼児・児童の虐待、不登校など、子どもを巡る問題は、家庭の経済的・福祉的問題と深く関わる場合が多い。その一方で、再び「いじめ」による残酷な加害行為が頻発している。常軌を逸した「いじめ」が生徒を自殺に追い詰め、社会を揺るがす事態になっている(坂西 2011)。加害生徒は告訴され(フジテレビ系(FNN) 2012/7/17)、刑事事件にまで発展する様相を呈している(読売新聞 2012/7/11)。

家庭・地域の問題が複雑に絡む児童・生徒の問題に学校が関与するには、大きな限界がある。「教師は生徒の家庭にはなかなか踏み込めない。個人情報管理が厳しく、生徒の親の年齢も職種も知らない。...こうした状況を打開するために文部科学省は...スクールソーシャルワーカーの活用を促した」(朝日新聞 2011/1/8)。教育の枠を超えて、医療、福祉、労働(就労)、犯罪(警察)、法律など、子どもの生活の社会的広がり視野に入れた、各種の機関・行政・施設の相互の連絡・協力を作り出す試みが行われている。各種組織・機関の関わりを調整し、子どもの問題を解決する道筋を探す、これがスクールソーシャルワーカーの役割である。

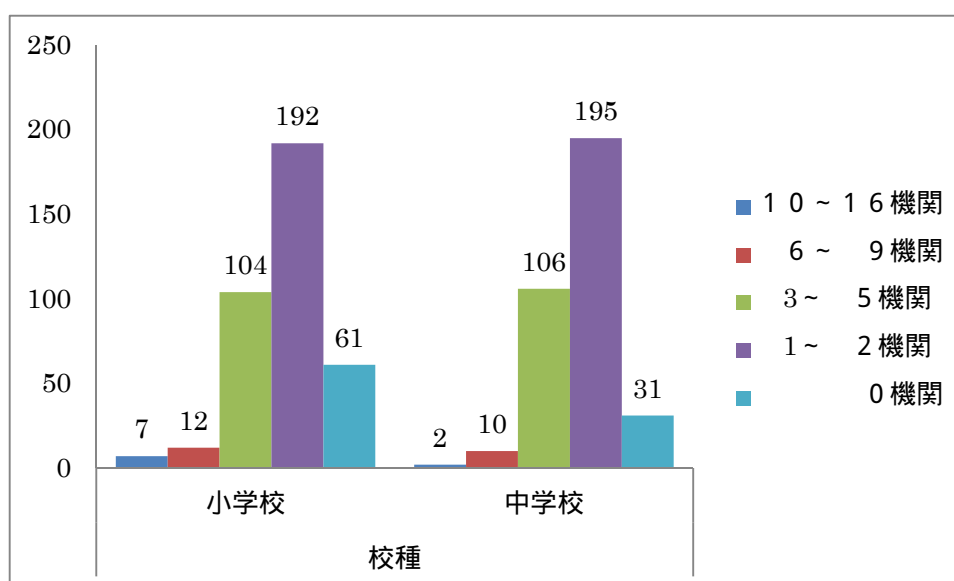
ここでは、学校は、子どもの問題にどのように対処できると考えているのかを、調査結果を基に明らかにし、さらに学校と諸組織・機関との連携の必要性と実現可能性について検討する。図表 1-5(第 報)は、「学校内だけでは解決できない」と教師が感じる子どもの問題を、小学校と中学校について集計したものである。小学校では、「保護者対応」、「被虐待」、「特別支援教育」、「非行・いじめなどの問題行動」、「家庭の経済的問題」が、それぞれ 50 事例以上ずつ上げられている。中学校では、「非行・いじめなどの問題行動」、「保護者対応」、「特別支援教育」、「被虐待」が、75 事例から 43 事例あげられている。小学校の事例が多いのは、中学校より小学校で調査票の送付数が多く、かつ回答率が高かったことを反映している。いずれにせよ、小学校、中学校とも教師が学校内で処理・対応できないと感じる出来事が日常的に生じている。現在、学校は、諸機関への相談とそこからの対応・協力が必要であることを強く認識していることを示す結果である。

### 8-2 校種別・職種別各種機関との連携

小学校と中学校では、相談する機関に違いはあるのか。その頻度や連携数に差異はあるのか。調査に対する回答者が誰であったのか(「校長」・「教諭」・「養護教諭」)。これらの点を、学校別、回答者の違い(校長・教諭・養護教諭)を考慮して、回答件数(報告事例数)で図示した(図表 8-1, 図表 8-2)。図表 8-1 は、小学校と中学校別に連携した機関をその事例件数で整理

したものである。全回答数が、中学校に比べ小学校で多いことが、小学校の事例数の多さに反映している。

小学校と中学校が連携した機関数の全体的な分布は、ほぼ同じ傾向を示している。小学校・中学校とも共通して1から2機関への相談・連携がもっとも多く、次いで3から5の機関への相談・連携となっている。第3位は、「どこにも相談・連携を求めている」になっている。少数だが10から16もの機関に連携を求めるケースも見られる。今回の調査で報告された事例は、いずれも簡単には解決しない事例だと考えられる。深刻な事例は小学校・中学校ともに外部機関に連携を「求める」ケースが「求めない」ケースを上回り、連携の必要性が強く認識されていることを示す。



図表 8-1 学校種別連携機関数と職種別連携機関数

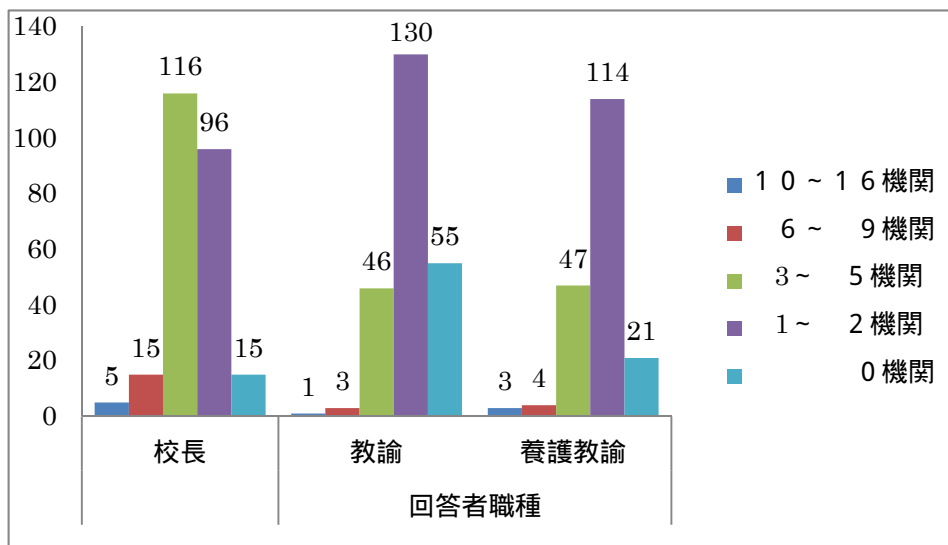
この結果から、子どもに問題が発生したとき、小中学校は、何らかの形で各種機関に応援を求め連携を模索していることが明らかになった。図表 8-1 は、S 県内の小中学校全体の連携事例の比率ではない点で、一般化はできない。その限界を踏まえつつ、すでに小学校段階で、3 から 5 以上の機関と連携を求めている実態があることに注目したい。

次に、職の違いと各種機関への連携要請の関係を見てみよう。調査への回答者では、連携機関数が多い事例では校長先生、連携数の少ない事例では教諭・養護の先生が多くなっている（図表 8-2）。

例えば、「3～5 機関」以上の連携機関の多い事例の件数では、校長・教諭・養護教諭それぞれの報告時例数は 136 件、50 件、54 件で、校長が報告した事例がもっとも多い。一方、校種別・職種別に回答者数を整理すると、小学校では校長 42 人、教諭 79 人、養護教諭 31 人に、中学校では三者がほぼ同数でそれぞれ 35 人、33 人、33 人になっている。小中学校を合計すると回答者数は、校長 77 人、教諭 112 人、養護教諭 64 人である。この回答者数からすれば、3～5 以上の機関と学校が関わる連携数の多い事例を上げる件数は、教諭が最も多く、校長、養護教諭の順になるのが

自然である。しかるに、校長の報告する事例数が、教諭・養護教諭の報告件数の2倍以上になっている。これにより、連携機関数の多い事例は、校長からの報告が多くなると判断できる。

対して1~2以下の連携機関数では、教諭と養護教諭からの報告事例が多くなっていることがわかる(図表8-2)。この結果から考察できることは、学校外の機関との連携・協力・調整には、一般教員の裁量では難しい事柄が多く、管理職としての権限や決定権をもつ校長が関与しなければならない、ということである。子どもの問題に対して学校組織としてどのように対応するのか、教員集団として普段に検討することが必要である。



図表8-2 校種別・職種別回答者数

### 8-3 問題別に見た連携の必要度の高い諸機関

連携の必要性は子どもの問題とどのように関わるのか、学校はどのような機関に協力を求めるのか、このような問いを基軸に学校と各種機関の連携の実態を図表8-3に整理した。黄色と水色で色分けした部分が、10%以上の回答者が連携を求めた機関である。黄色は小学校を、水色は中学校を表す。問題により支援を求める機関に違いがあるが、共通点もある。10種類の「子どもの問題」を小学校・中学校に分けると、合計20の問題項目になる。例えば、虐待・小学校、虐待・中学校、不登校・小学校、不登校・中学校、等は、それぞれ独立した問題項目になる。ここでは、50%以上の問題項目(全20項目中10項目以上)が関与している(連携している)機関を抽出し(図表8-3で一つの列で黄色か水色のいずれかに着色したセルが合計10個以上ある機関)、共通性の高い連携機関とした。「教育相談室」を例にとろう。この機関の列を見ると、「不登校」から「その他」まで小学校・中学校すべての問題項目(20項目)が黄色か青色に色づけされている。同様に、「病院・クリニック」の列を見ると、黄色または青色のセルは全部で14個ある。よって、これらの機関は、いずれも全問題項目20個のうち10個以上(50%以上)と強い連携がある、と判断するのである。

「教育相談」「教育委員会」「教育支援センター」「児童相談所」「子育て支援課」「病院・クリニック」「警察」「スクールカウンセラー」「民生委員・児童委員・主任児童委員」は、どのような問題でも連携の必要度が高い。これらの機関は、学校から児童・生徒の問題に深く関わるものと認識され、支援機関としての役割を期待されている。連携を円滑に進めるためには、各機関間の情報の共有や相互の連絡・協力体制を新たに作り出すことが早急に求められる。

図表8-3 子どもの問題内容と各種連携機関（回答者の10%以上があげた連携先）

子どもの問題	教育相談室	教育委員会	教育支援センター	特別支援	児童相談	家庭児童相談室	子育て支援課	病院・クリニック	医療センター	福祉課	障害福祉課	保健センター	福祉事務所	警察	家庭裁判所	スクールカウンセラー	スクールソ	民生委員・児童委員	保護士	国際交流	地域日本	小学校	中学校	保育所・幼稚園
<b>不登校</b>																								
小学校(124)	62	33	27		21	13		19								26		23						
中学校(119)	49	35	34		27			15						19		40		26						
<b>被虐待</b>																								
小学校(85)	14	27			64	13	8							9				32						
中学校(42)	11	20			36	6	8			7				7		11		18						
<b>特支援</b>																								
小学校(78)	31	30	35	20	14			22	8							20		13						
中学校(46)	19	19	21	7	6			12								17								
<b>非行</b>																								
小学校(52)	17	29	10	7	20	7	9	9						9		13		18					8	
中学校(75)	13	26			20									53	15	15		3	10					
<b>学力</b>																								
小学校(45)	16	18	7	7	12	8	6	10		6						10		11					5	
中学校(24)	10	11	8					5						8		7								
<b>経済</b>																								
小学校(57)	9	18	8		23	10	6	8		14						8		27						
中学校(40)	9	13			13		5			4				7		7		17				5		
<b>外国人親意</b>																								
小学校(26)	3	11	3		6													5						
中学校(16)	2	8	2					2												3	5			
<b>保護者対応</b>																								
小学校(85)	27	40	13	10	23	9	9	15								16	11	23						
中学校(56)	19	22	13		13			8						13		13		9						
<b>病気</b>																								
小学校(24)	8	9	5		9	7	5	10		9	3	3	4			5	3	12						
中学校(19)	7	5			10	2		3		2		3		3		6		8						2
<b>その他</b>																								
小学校(21)	7	7		2	2		2	6								4		2						
中学校(24)	7	6	3		5			12						4	1	10		4						

次に、小学校と中学校の連携の違いと共通性を見てみよう。小学生の「不登校」「特別支援」「非行」「学力」「経済」「保護者対応」「病気」「その他」の問題では、「病院クリニック」との連携が求められている。在籍する子どもの特徴も発達障害、ADHD、LD、適応障害、等多様化する一方で、対応も一様には行かない。教育的対応にとどまらず、医学的な診断・処方の必要性も増し、一教員の判断・対応を超えているものも少なくない。不登校や虐待も社会・経済的な側面からの対応は必要であるが、子どもの栄養状態や心身の受傷に深刻な事例もある。生命に関わる場合など警察や専門的な医療機関に援助を求めざるを得ない事例も増えていると推測される。医療機関との連携は、中学校でも小学校と類似の傾向を示している。民生委員との連携が校種を問わず多いことは、見落としやすい特徴である。民生委員の重要性が示されたことは、児童・

生徒の問題は、彼らが居住する地域社会と密接に関わることを表す。

小学校では、「学力」の問題で連携機関数が12と多くなっている。「学力」問題が、単に子どもの学習や理解の問題を超え、各種の問題が絡み合っていることを示唆している。小学校と中学校に共通して大きな特徴をもつ「子どもの問題」は、「病気」である。連携する機関数が多く、それぞれ14機関と10機関に連携を求めている。

小学生の「被虐待」「非行」、中学生の「不登校」「被虐待」「非行」「学力」「経済」等では、「警察」との連携を学校は望むことが特筆すべき点である。小学生といえども家庭の深刻な事情などが関与し、例えば「家出」などの場合、捜索は学校の守備範囲を超える。児童・生徒の受ける虐待も暴行・傷害として犯罪行為にあたる場合、学校の対応能力には限界がある。こうした事案では、学校は「警察」に頼らざるを得ない、こうした事情が垣間見える結果だ。「警察」との連携は、とりわけ中学校に特徴的な点といえよう。連携機関数8で全連携の50%未満であるが、中学校入学後に非行や触法行為が著しく増加すると従来から指摘されている傾向を裏づけるものである。

子どもは、親に依存し、親・家庭の生活は、社会的・経済的状态に大きく左右される。連携を必要とする事例が教育現場で多くなりつつあるとすれば、子どもの生活基盤である家庭や地域の崩壊が今までに無く深く進行していることを警告しているといえよう。

#### 8-4 連携の課題と可能性

連携機関の数が10以上に及ぶ事例を整理したものが図表8-4だ。9事例中7事例は、明確に親の問題が絡んでいる。親子共に病気や障害を抱え、精神的・身体的な苦勞が大きいと推察できる。加えて、経済的な逼迫、生活上の困窮や社会的孤立など諸問題が輻輳し、家族を全面的に支えなければ事態は改善しないケースが多い。

明らかなことは、S県内の多くの学校が、各種の機関と連携しなければ解決できない「子どもの問題」を抱えていることだ。しかし、学校と社会機関相互の連携を促進するには、いくつか課題がある。教育委員会、病院、児童自立支援施設、警察、児童相談所、等、管轄・所管が異なる機関の間の連絡・調整、個々の教員の判断ではなく、学校ないしは教育委員会による組織的・行政的体制の整備、民生委員・自治会など地域住民の協力を得るための経路の確立、親や家族を含めた子どもに対する対処・対応・ケアに関する情報の集約と総合的検討及び方針を実施する主体(個人ないし組織)の確立、多機関にまたがる一連の活動を支える財政基盤の確立、等々。現状は、個々の教師の人的な繋がりや努力により、臨機応変に学校外の機関と連携が図られ、対応している学校がほとんどであろう。多くの機関との連携を要する子どもには不登校のケースも少なくない。連携を担う専門的な組織・集団の設置がなければ、個々の学校に任せていたのでは実効のある異種の社会機関の相互協力関係を築くことは難しい。

私たちの生活そのものが、社会的基盤を失い、地域社会の人間関係も失われるとき、親はもちろんな子どもの生活も本質的には完全に個別化してしまう。生活のすべてが「一人ひとり」に任せられ、子どもの存在基盤そのものが脅かされる。地域社会の連携と人間関係のあるコミュニティの存在を前提に成り立ってきた学校教育は、子どもが抱える「生活全体」の問題に対処できないこ

とは明らかだ。個々ばらばらになりつつある地域社会と住民・親・子どもを、さらに集団・組織・機関を有機的に結びつけ、解決の道を探るスクールソーシャルワーカーの仲介・橋渡し無しには、学校教育は維持できない時代ではないかと思う。

事例	問題	連携先	連携先数	関わった問題の内容
1	3,4,5,6,7,9	1,2,3,5,7,8,9,11,12,15,16,21,22,23,24,29	16	発達障害あり。両親ともうつ病。離婚。経済の困窮。生活保護への手続き。発達障害児と健常児とのかわり。行方不明数回あり。
2	1,2,3,4,5,	1,2,3,5,6,7,9,11,21,24,29,30	12	解決できない問題をもつ児童が、最近特に多いようです。その都度、対応してもらう組織等をお願いしています。
3	1,3,4,6	1,2,3,6,9,10,17,21,24,28,29	11	全て保護者の今後の対応について、相談し、共有していった。
4	1	1,6,7,8,10,11,12,21,22,24,29	11	不登校、保護者自身も不登校であったため、危機感がない。オートロックのマンション在住のため、近所の人に関わりに限界がある。
5	1,2,5,6,7,	1,2,3,6,7,9,11,12,15,21,22	11	体が異常に小さい。家の中が乱雑。母子家庭。母がうつ病と腰の病気など。
6	1,2,4	1,2,3,6,8,16,17,21,24,25	10	親が食事を作らない。家の中の掃除をしない。(親がうつ病的症状。)子どもの非行に親があまり問題意識をもたない。(親も経験してきている)
7	3,4,6,7	1,2,3,5,8,10,21,22,24,29	10	学級の中には、自閉傾向や自己中心的傾向等児童があり、問題が複合する。
8	2,6,7	1,2,3,6,11,12,16,21,22,24	10	顔や体に青あざ、階段から落ちたと本人は言う。くり返されていた。本人の家出、警察に保護される。
9	1,2,4	1,2,3,6,8,16,17,21,24,25	10	親の問題が子供に影響し、子供が不登校になっている。親の生いたちの問題、行動、考えが、子供に影響を与えている。
<b>子どもの問題</b> 不登校 被虐待 特別支援教育が必要 非行・いじめなどの問題行動 学力の問題 保護者対応 家庭の経済的問題 外国人の親とのコミュニケーション 保護者の病気 による子どもの学校生活への支障 その他				
<b>連携機関</b> 1 教育相談室 2 教育委員会 3 教育支援センター(適応指導・通級教室) 4 県教育センター 5 特別支援学校 6 児童相談所(一時保護所を含む) 7 家庭児童相談室・支援課(子ども・障害) 8 子育て支援課 9 病院・クリニック 10 医療センター 11 福祉課 12 障害福祉課 13 保健所 14 保健センター 15 福祉事務所 16 警察				

### 8-5 まとめにかえて

子どもの問題に関する各種機関の連携については、フィンランドの学校事情と各種の機関連携が有益な示唆を与えてくれる。ヘルシンキ市内から車で高速道路を利用して約1時間の郊外にある就学前学校・小学校・中学校を訪問した。日本とフィンランドの学校の現状を比較することはできるが、いずれが優れているか判断することは困難だ。学校制度や自治体の行政、国と自治体の関係など、社会全体のあり方が、両国では全く異なるからだ。例えば、小学2年生の授業を参観していた時、1年生のクラスにはだれもいなかった。「1年生の授業はまだ始まっていないので、これから登校してきます」とのことだった。先生もそれぞれの学年の授業の開始に合わせて出勤するので、「登校」はまちまちである(図表8-5)。中学校の数学の先生は、「週の担当時間数は決まっているが、曜日によってはお昼過ぎに授業が終われば帰宅する」と説明してくれた。校長先生は、立候補制で、教員免許を持つ人であれば有資格者になり、信任・選任されれば終身校長を務める。校長先生も何時間かは授業を担当する。このわずかな例だけでも、学校教育や教育行政が日本とは全く事なることがわかる。

児童・生徒の問題が起きた時点で、学校が教育委員会や教育相談室に個別に連絡をとり、連携を探る、これが日本の一般的な姿ではないだろうか。各種の組織や機関が日常的に学校運営に関わり、情報交換をする場が設けられているわけではない。平時はそれぞれの組織・機関は、独立

に機能し活動している。フィンランドでは、この点が日本と大きく異なり、普段から教会や警察、母子相談センター、医療機関等々が、学校運営に関わる仕組みが作られているのである。訪問したある学校には、進路指導員、心理カウンセラー、精神科医（言語治療士、運動療法士、児童精神科医とチームを組む場合がある）、常駐ないしは週1回程度の割合で巡回し、学校の状態や子どもたちの状態を把握し、生徒一人一人の問題に対応する。「必要な場合には、学校外の青少年指導員、母子相談室、警察、児童相談所、等にいつでも連絡が取れる」と校長先生は語っていた。学区内には、家庭の経済状態が大きく異なる地域があり、こうした格差が子どもの問題に反映することがあるとも話していた。



図表 8-5 職員室で談笑する先生（2012年）

図表 8-6 共用体育館で指導員と遊ぶ子（2012年）

地域と学校の関係では、母子相談室、教会、警察等の関係者が会する定期的な会合があり、意見交換をしている。また、幼稚園から小学校に上がる前には、両者の接続を無理なく行うために1年間のプレスクールが設置されている。そこでは、子どもの心身の状態や行動が記録される。記録は、小学校生活がスムーズに行くように小学校の先生に送られ、引き継がれる。プレスクールに通うことは義務ではないが、食堂は小学校と共通に利用し、困難なく自然に小学校に慣れるように物理的・空間的にも工夫がこらされている（図表 8-6）。

学校は地域・社会が協同で作るもので、家庭の問題や放課後の子どもの活動は、家庭や自治体がやるべき仕事、対応すべきものとして、校長・教員は認識している。教師は「教える事に専念する教育の専門家」であり、個々の教員の自由・裁量の幅は大きい。職能給制度であり、新任教員もベテラン教員も給与に差は無い。各種の職能集団が学校を維持、運営しているため、各種機関との連携がなければ学校が成り立たない仕組みになっている。文部科学省、教育委員会、校長、副校長等、上下の行政関係と職階制が強い日本の学校は、それぞれが閉じられた組織として校長を中心に運営される傾向が強い。日本の学校システムは、各種の組織や機関が対等に連携して学校を維持・運営する仕組みにはなっていない。「縦割り行政」の中で、日本の学校がもつこの基本的な特徴を認識して、諸機関との連携作りを工夫することが最大の課題である。



引用文献

子どもの貧困白書編集委員会編『子どもの貧困白書』明石書店,2009

坂西友秀「わが国におけるいじめの諸相」『現代のエスプリ』No. 525,ぎょうせい,2011

「滋賀・いじめ自殺訴訟 同級生側『じゃれ合っていただけ』」（フジテレビ系（FNN）7月17日(火)18時2分配信）

「いじめ自殺、中学と市教委を捜索...滋賀県警」（読売新聞 2012年7月11日(水)19時21分配信）

「学校と社会 橋渡し」（朝日新聞 2011年1月8日）

(2012年 11月 12日提出)

(2013年 1月 11日受理)

